

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 テックランドNew長岡店
所在地 長岡市古正寺一丁目3141番地 外
設置者 株式会社ヤマダホールディングス
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇
(変更後) 株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 上野 善紀
 - (2) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) テックランドNew長岡店
(変更後) テックランドNew長岡店
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇
(変更後) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野 善紀
- 3 変更年月日
平成30年10月1日 他
- 4 変更の理由
 - (1) 設置者の商号及び代表者に変更が生じたため
 - (2) 大規模小売店舗の名称が正式に決定したため
 - (3) 小売業者の商号及び代表者に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和5年3月8日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和5年4月14日から令和5年8月14日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp